

第20回江別市都市景観賞の開催について

令和4年5月23日 江別市景観委員会

江別市企画政策部都市計画課

1 江別市都市景観賞の概要

江別市都市景観賞は、江別市の歴史と風土に調和した都市景観の形成に寄与する建造物や活動等を表彰することにより、都市環境の向上と都市景観に対する市民意識の高揚を図ることを目的とした江別市都市景観賞表彰要領に基づく表彰制度で、同要領第2条第1項の規定に基づき3年ごとの開催としており、江別市景観委員会により審査・選考し、江別市長が決定するもの。

昭和62年度の第1回から当年実施が第20回目となり、これまでの受賞件数は建造物部門32件、特別部門26件、都市景観奨励賞2件の合計60件となっている。

(「これまでの江別市都市景観賞受賞件数」参照)

2 第20回江別市都市景観賞の実施内容について

(1) 募集期間

令和4年7月1日(金) ~ 令和4年8月31日(水)

(2) 募集部門

①建造物部門

江別市の歴史・風土と調和した建築物又は建造物によって美しく魅力的な景観を創り出しているもの。

[江別市都市景観賞選考要領1-(1)]

②特別部門

持続性のあるもので、江別市の歴史・風土が培ったものや個人・団体の活動、誰もができる身近な景観づくりのほか、造形物や装飾などによって美しく魅力的な景観を創り出しているもの。

[江別市都市景観賞選考要領1-(2)]

(3) 応募方法

所定の応募用紙もしくは任意の書式に次の事項を記入のうえ、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出する。

応募物件または活動等のわかる写真の添付について、協力をお願いします。

【必須事項】

- ①応募者の住所、氏名、連絡先
- ②応募する部門
- ③応募物件または活動等の名称
- ④応募物件または活動等の所在地
- ⑤応募の理由

【分かる範囲での記載事項】

- ⑥応募物件(対象)の所有者または活動者の住所、氏名、連絡先
- ⑦応募物件(対象)の完成時期または活動開始時期

(4) 広報

市の広報誌「広報えべつ7月号」及び市ホームページへ掲載のほか、ポスターを市内の各公共施設、JR各駅、商業施設などに掲示し周知を図る。

SNS（インスタグラム）の公式アカウントへ投稿することによりフォロワーへの周知を図る。

(5) 募集案内

募集案内は、都市計画課窓口、各公共施設などに配置するほか、市ホームページからダウンロード可能とする。

(別紙「第20回江別市都市景観賞募集要項」参照)

(6) 審査・選考

江別市都市景観賞表彰要領第3条第1項及び江別市都市景観賞選考要領の規定に基づき、江別市景観委員会が現地視察及び書類審査により審査・選考する。

(7) 表彰

江別市都市景観賞表彰要領第2条第6項の規定に基づき、受賞者に表彰状や表彰楯などを授与する。

(8) 実施スケジュール（予定）

	令和4年						
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
第20回 都市景観賞			募集期間(7/1~8/31)		1次選考(9月中・下旬)		表彰式(11月上旬)
						最終選考(10月上旬)	
景観委員会	第1回(5/23)				第2回(9月上旬)	第3回(10月上旬)	

これまでの江別市都市景観賞受賞件数

(参考)

開催回	開催年度	部 門	応募件数		受賞件数	備 考
			物件数	応募人数		
第1回	S62	建造物	14	15	3	
		活 動	14	14	4	
第2回	S63	建造物	10	10	3	
		活 動	3	3	0	
第3回	H元	建造物	7	8	3	活動部門を特別部門へ 名称変更
		特 別	1	1	0	
第4回	H2	建造物	9	12	3	
		特 別	3	3	1	
第5回	H3	特 別	7	7	2	建造物部門を隔年実施とする
第6回	H4	建造物	8	8	2	
		特 別	3	3	1	
第7回	H5	特 別	5	5	2	
第8回	H6	建造物	5	5	3	
		特 別	1	1	0	
第9回	H7	特 別	4	4	2	
第10回	H8	建造物	4	4	2	
		特 別	1	1	1	
第11回	H9	特 別	6	6	3	
第12回	H10	建造物	8	9	3	以降の開催は3年ごと
第13回	H13	建造物	4	4	1	
		特 別	6	7	1	
第14回	H16	建造物	5	4	2	
		特 別	9	7	2	
第15回	H19	建造物	3	5	1	
		特 別	7	8	1	
第16回	H22	建造物	10	9	2	
		特 別	19	15	2	
第17回	H25	建造物	16	11	1	都市景観奨励賞新設 受賞 1件
		特 別	30	16	2	
第18回	H28	建造物	7	7	1	都市景観奨励賞 受賞 1件
		特 別	14	7	1	
第19回	R1	建造物	16	11	2	建造物：江別 蔦屋書店 ドラマシアターどもIV 特 別：いこいのひろば
		特 別	11	9	1	
	合計	建造物	126	122	32	
		特 別	144	117	26	

関係規程類抜粋（参考）

○江別市都市景観賞表彰要領（平成元年8月7日市長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、江別市の歴史と風土に調和した都市景観の形成に寄与する建造物等を表彰することにより、都市環境の向上と都市景観に対する市民意識の高揚を図ることを目的とする。

（表彰対象）

第2条 前条の表彰は、江別市都市景観賞（以下「景観賞」という。）と称し、建造物部門と特別部門の2部門とし、3年ごとに実施するものとする。

（中略）

4 市長は、前2項に定めるもののほか、応募されたもののうちから、必要に応じ江別市都市景観奨励賞（以下「奨励賞」という。）を授与することができる。

（中略）

6 景観賞及び奨励賞の授与は、次のとおりとする。

		表彰対象	表彰状	表彰楯	受賞表示板
景観賞	建造物部門	建築主	○	○	○
	特別部門	個人・団体	○	○	
奨励賞		建築主・個人・団体	○		

（選考及び決定）

第3条 景観賞及び奨励賞は、江別市景観委員会（以下「委員会」という。）が選考し、市長が決定する。

2 選考に係る審査基準及び選考方法は、委員長が委員会に諮って定める。

○江別市都市景観賞選考要領

1. 表彰対象

(1) 都市景観賞「建造物部門」

建造物部門の対象は、江別市の歴史・風土と調和した建築物又は建造物によって美しく魅力的な景観を創り出しているもので、次のいずれかに該当するもの

- 1) 建築敷地を含めデザイン・色彩・植栽などに工夫され景観の向上に貢献している建築物
（例；住宅、マンション、商店・企業の建物、歴史的建築物など）
- 2) 地域のシンボリックな建造物
（例；街灯、屋外広告物、橋梁、塔、サイロ、噴水、歴史的建造物など）
- 3) その他この賞の趣旨に沿うと思われるもの

(2) 都市景観賞「特別部門」

特別部門の対象は、持続性のあるもので、江別市の歴史・風土が培ったものや個人・団体の活動、誰もができる身近な景観づくりのほか、造形物や装飾などによって美しく魅力的な景観を創り出しているもので、次のいずれかに該当するもの

- 1) 都市環境の向上のため個人、団体などが2年以上実践している諸活動
(例；花いっぱい運動、清掃・美化運動、歴史・風土を感じるイベントなど)
- 2) 2年以上実践している身近で、かつ道行く人の目を楽しませ景観を向上させているもの
(例；玄関先・店先の植栽やデザイン、庭、生垣や塀など)
- 3) デザイン、色彩に優れた個人・商店・企業などの装飾で2年以上実践しているもの
(例；看板、イルミネーション、店先の装飾、ライトアップなど)
- 4) 優れた造形物
(例；記念碑、オブジェなど)
- 5) 地域のシンボリックな緑地や水辺など
(例；花壇、樹木のある風景、並木、森、水辺など)
(対象外；江別市指定樹木に指定されている樹木や樹林地)
- 6) その他この賞の趣旨に沿うと思われるもの